

令和3年12月24日

公益財団法人 建築技術教育普及センター

令和3年一級建築士試験「設計製図の試験」 標準解答例の公表について

令和3年10月10日(日)に実施された標記試験の標準解答例（合格水準の標準的な解答例をいう。）を下記のとおり公表します。

一級建築士試験は、建築士法第13条及び第15条の2の規定に基づいて、国土交通大臣の指定試験機関である当センター（理事長 井上 勝徳）が実施しています。

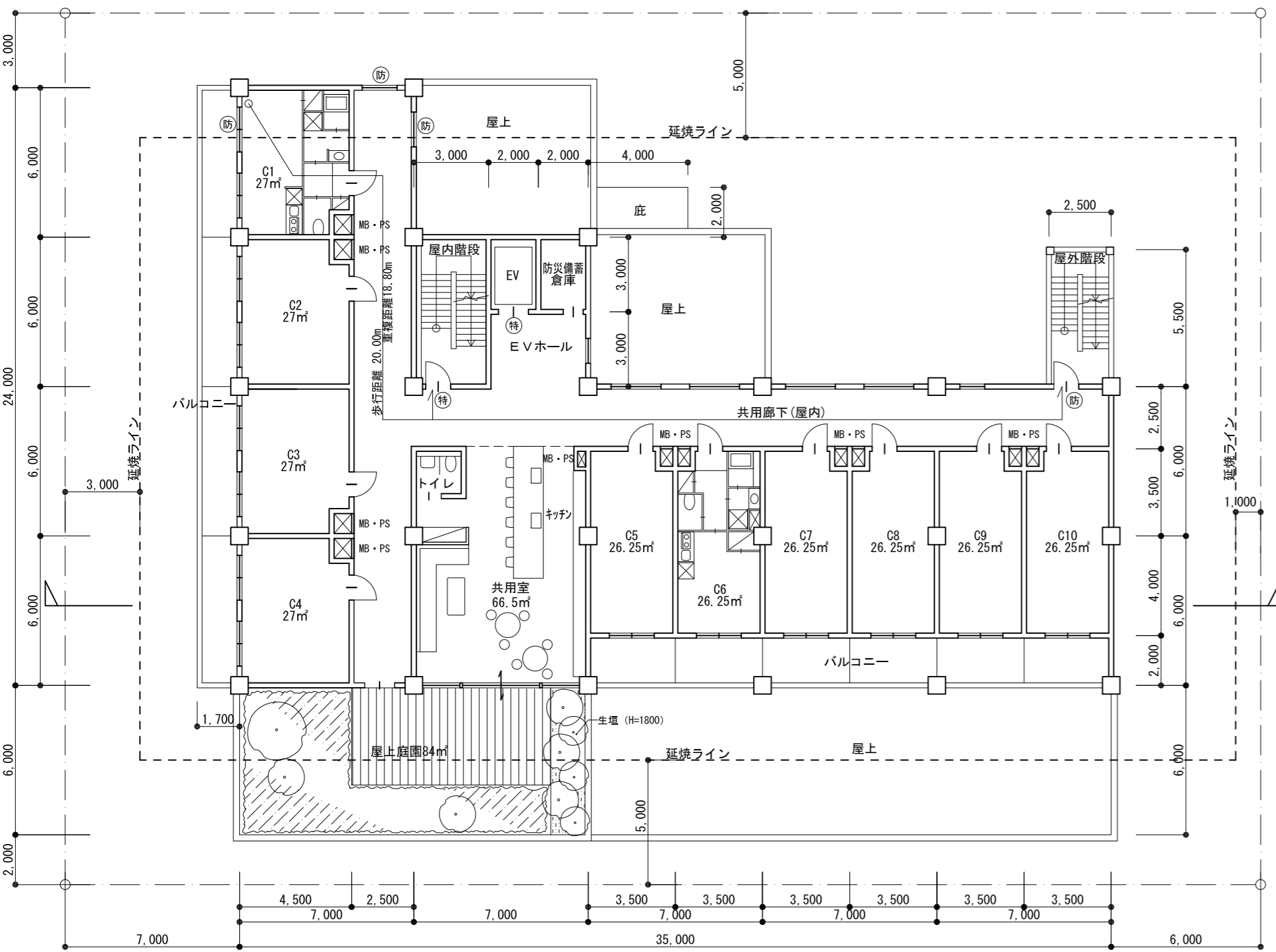
記

1. 標準解答例は、試験の透明性を高めるとともに、建築士を志す者に対して、習得すべき知識及び技能（一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総合的な知識及び技能」をいう。）の目安を示す資料として、当センターに設置された試験委員会で作成されたものです。なお、設計条件のうち今回の試験において不十分な答案が多かった「延焼のおそれのある部分」、「防火区画」、「道路高さ制限」等に関する一つの考え方をこの標準解答例に示していますので参考として下さい。

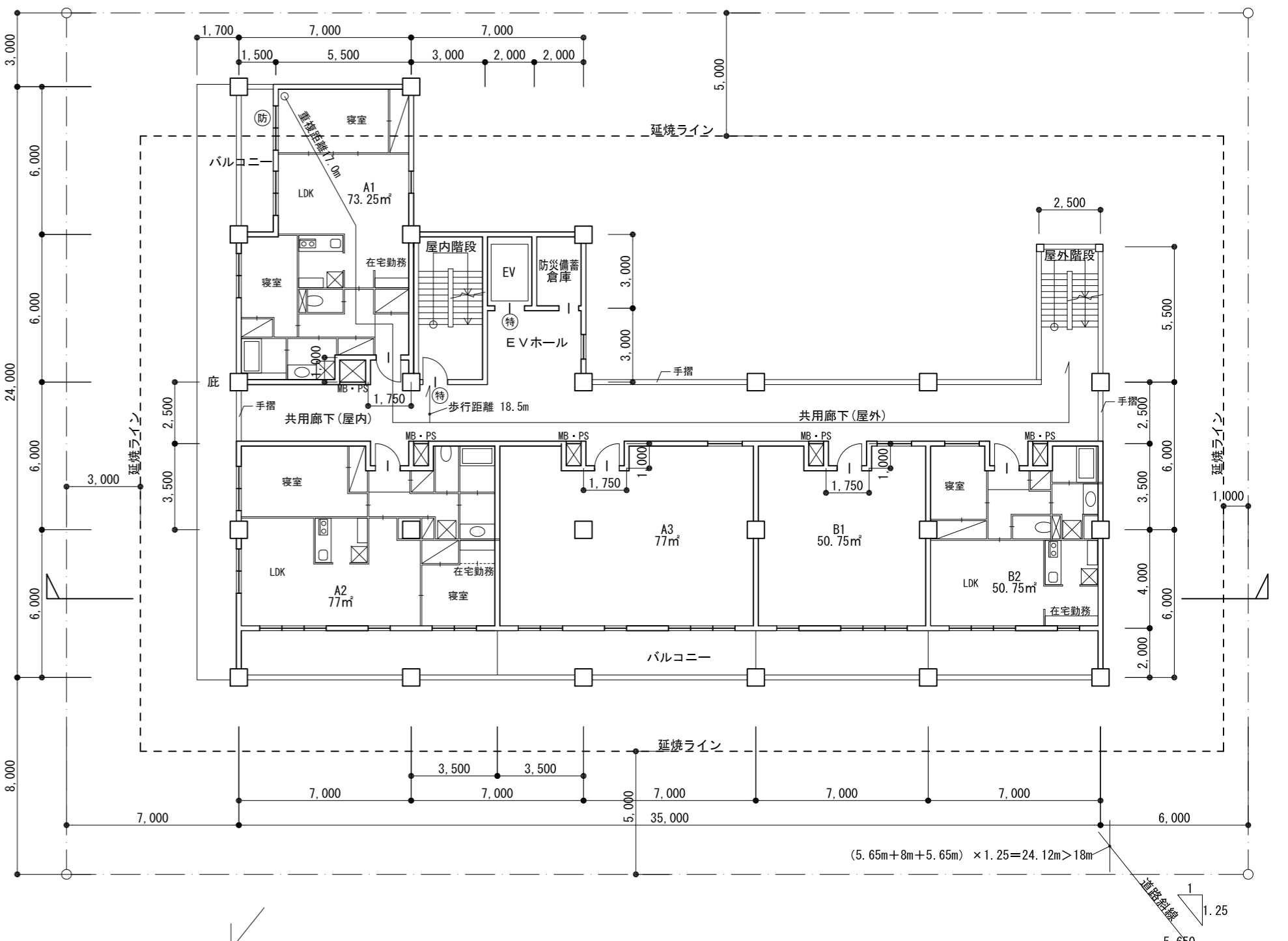
この標準解答例は、当センター本部・支部及び都道府県建築士会の事務所に掲示するとともに、インターネット上の当センターのホームページ（URL <https://www.jaic.or.jp/>）にも掲載します。なお、標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。

2. 計画の要点等については、公表することにより、解答パターンが定型化するなど、適正な試験実施に影響を及ぼすことが想定されることから、公表しておりません。
3. この標準解答例を転載・複製等する場合は、当センターの許諾を得て下さい。
4. この標準解答例に対する質問・問合せについては、一切お答えいたしません。

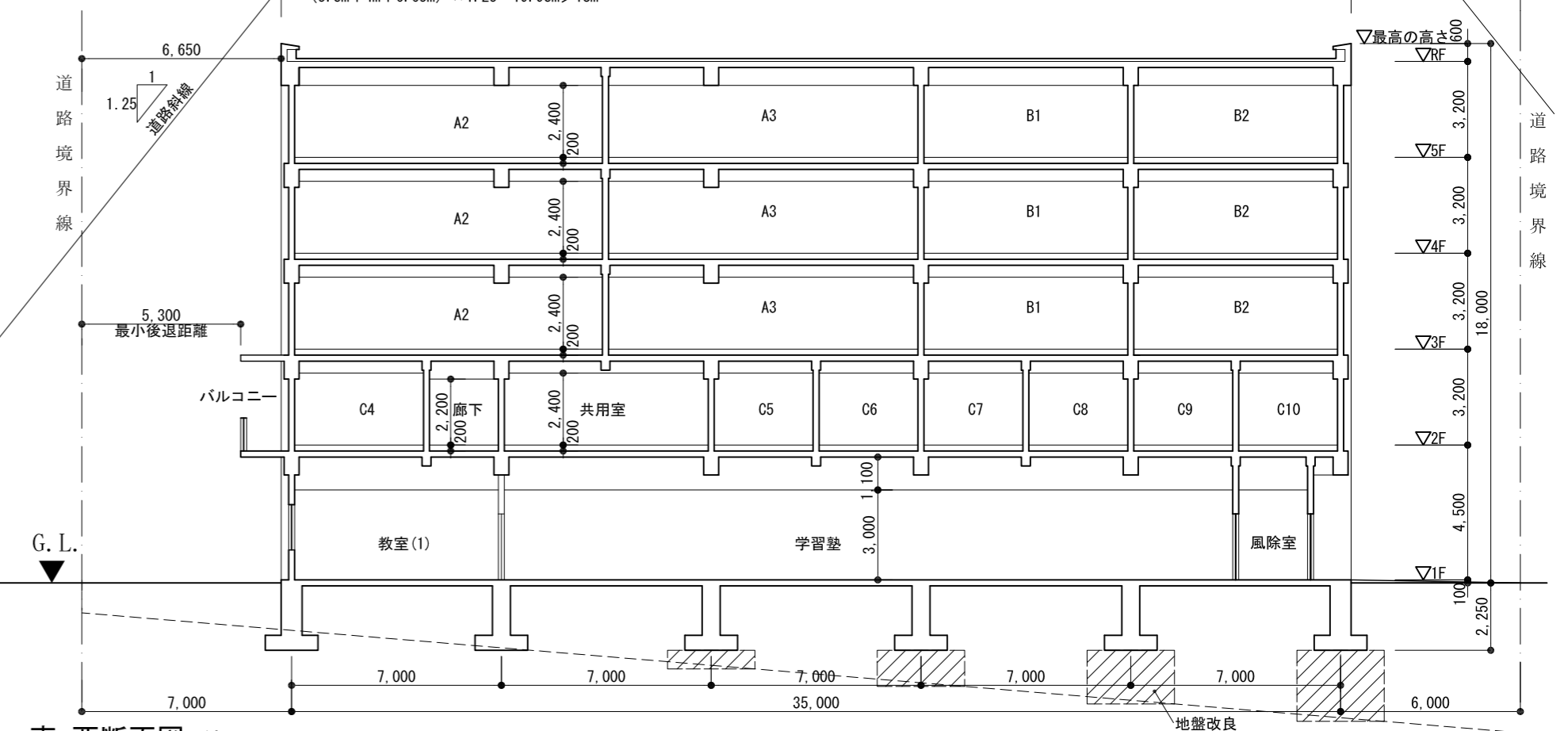
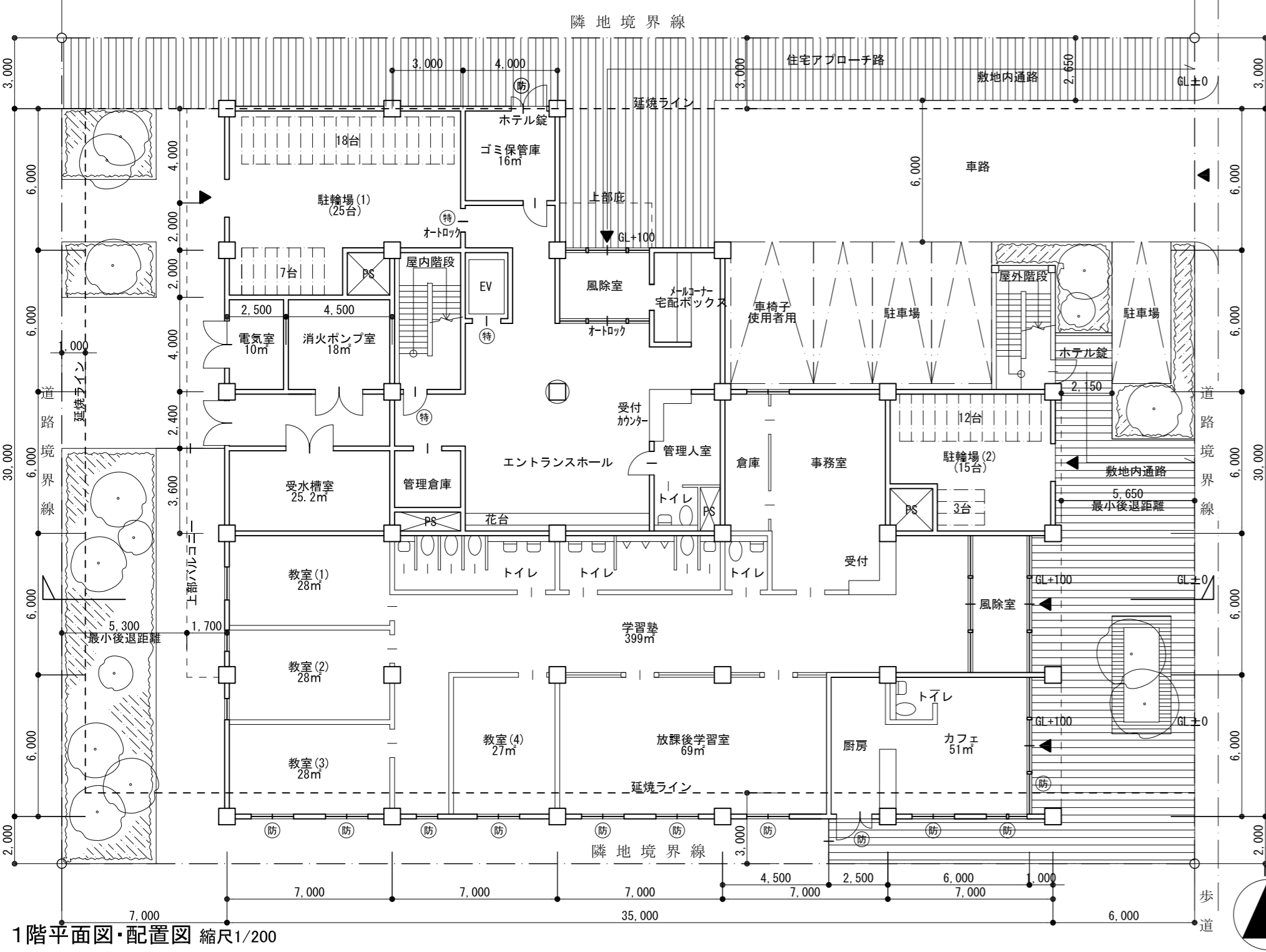
2階平面図 縮尺1/200



基準階平面図 縮尺1/200



個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。



東-西断面図 縮尺1/200

●今後の学習に向けて
 以下は設計条件のうち、法令に関する内容の一部を示したものであり、今後の学習の参考として下さい。

【延焼のおそれのある部分】 建築基準法第2条第6号の規定により、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に該当する箇所について、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離を記入し、延焼ラインを破線で図示した。敷地が準防火地域に指定されているため、「延焼のおそれのある部分」にある開口部を防火設備とした。

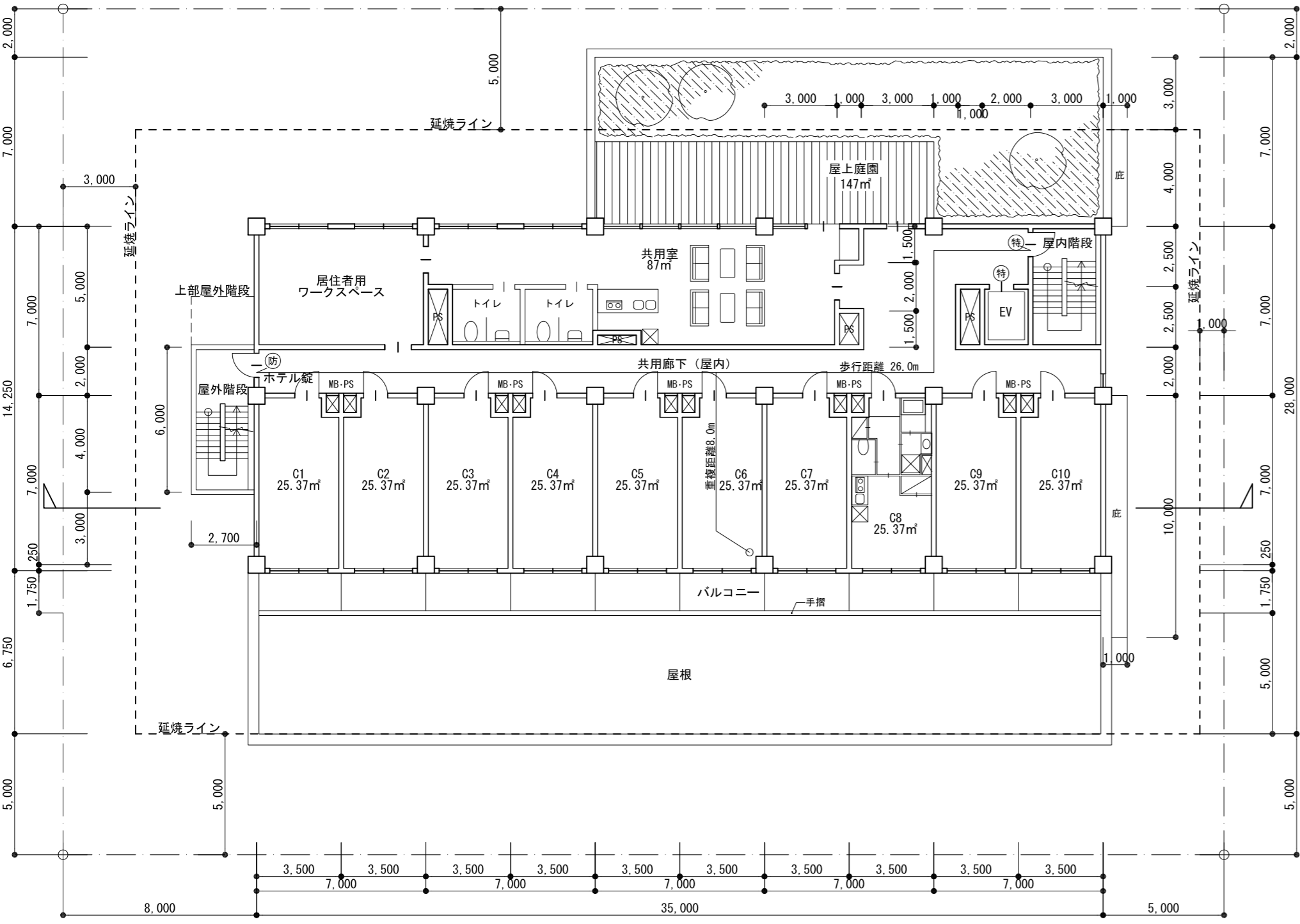
【防火区画】 建築基準法施行令第112条第18項(異種用途区画)の規定により、共同住宅部分とその他の部分とを所定の基準に適合する床、壁又は特定防火設備で区画する必要がある。この計画では、セキュリティの観点から住戸部門とテナント部分の界壁には開口部を設けず、床及び壁により区画した。また、建築基準法施行令第112条第11項の規定により、壁区画部分の開口部を特定防火設備とし、階ごとに面積区画を行った。

【道路高さ制限】 本課題の敷地は、第一種住居地域で、斜線勾配は1.25、容積率は300%である。建築基準法第56条第1項第一号、第二項、別表第3の規定により、「前面道路の反対側の境界線から計画建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線」から水平距離29m以下の範囲において道路高さ制限が適用される。西側は建築基準法施行令第132条より、西側道路中心線から10m以内の範囲は道路幅員4m、それ以外の部分は道路幅員8mとして高さの算定を行った。

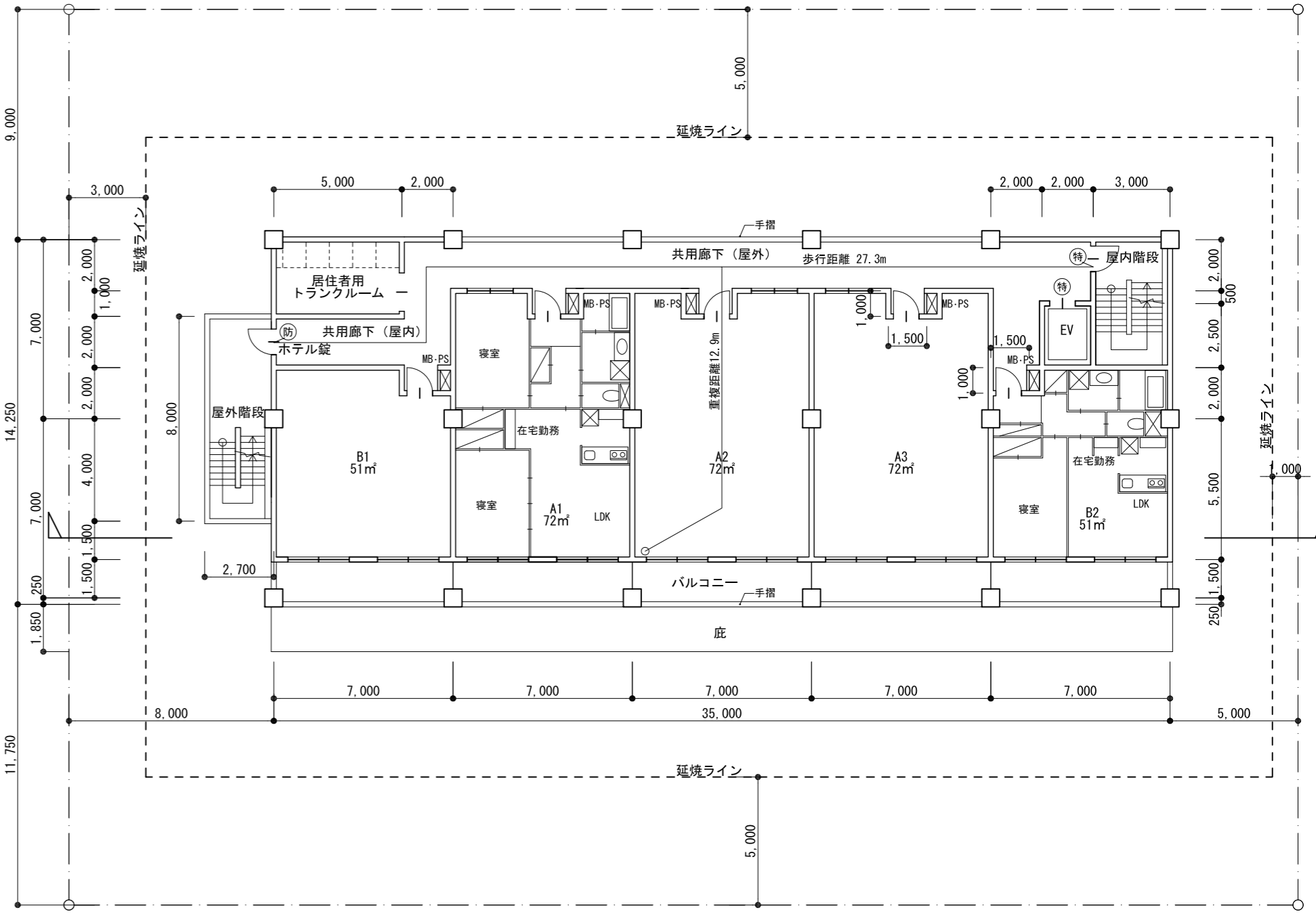
【採光】 各住戸の居室には居室の床面積の1/7以上の有効採光面積が必要である。この計画では、南面はバルコニー外面から隣地までの距離を7m以上確保し、北面は廊下外面から隣地までの距離を7m以上確保することで、採光補正係数を1として採光計算を行った。

凡例	耐火構造の壁、柱、床、及び梁	特定防火設備	建築基準法第2条第九号の二に規定する防火設備
面積表	(算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)		
建築面積	(算定式) 35×18 + 21×6 + 14×6 + (1.7-1)×24 + (4-1)×(2-1) + 2.5×5.5 = 873.55 百側バルコニー 住宅エントランス底 屋外階段	建築面積	873.5 m ²
基準階	(算定式) [14×(24-2) - 7×6 - 1.5×6 + 21×(4+3.5) - 1.75×1×3] × 3 = 1227.75 A1バルコニー A3・B1・B2アルコーブ	床面積の合計	2559.7 m ²
床面積	2階 (算定式) 14×24 - 7×6 + 21×10 = 504	標準解答例① (この標準解答例は、合格水準の標準的な解答例を示すことを意図したものです。)	
1階	(算定式) 21×12 - 7×6 + 35×18 - 1×12 = 828 テナント出入口		

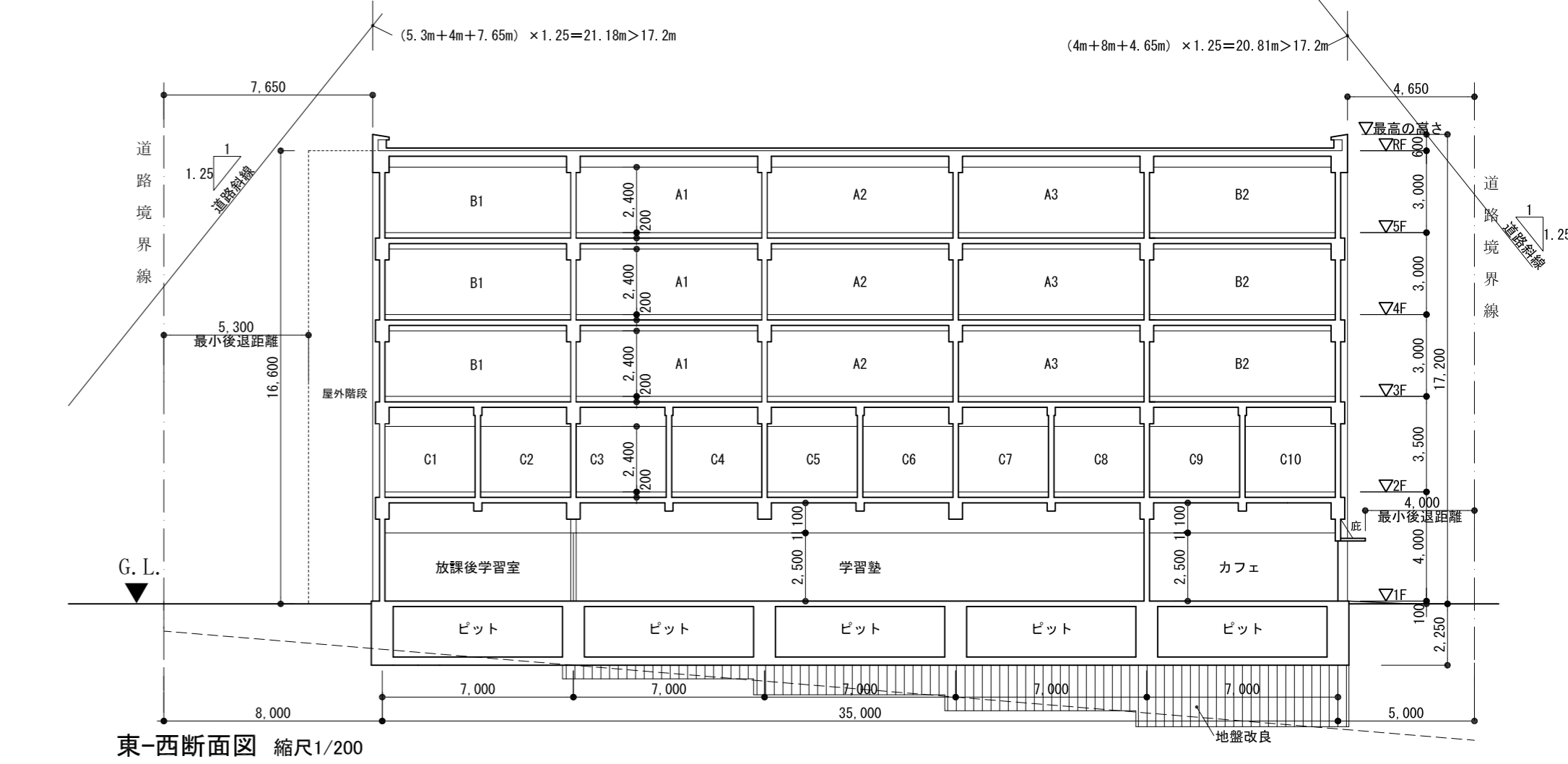
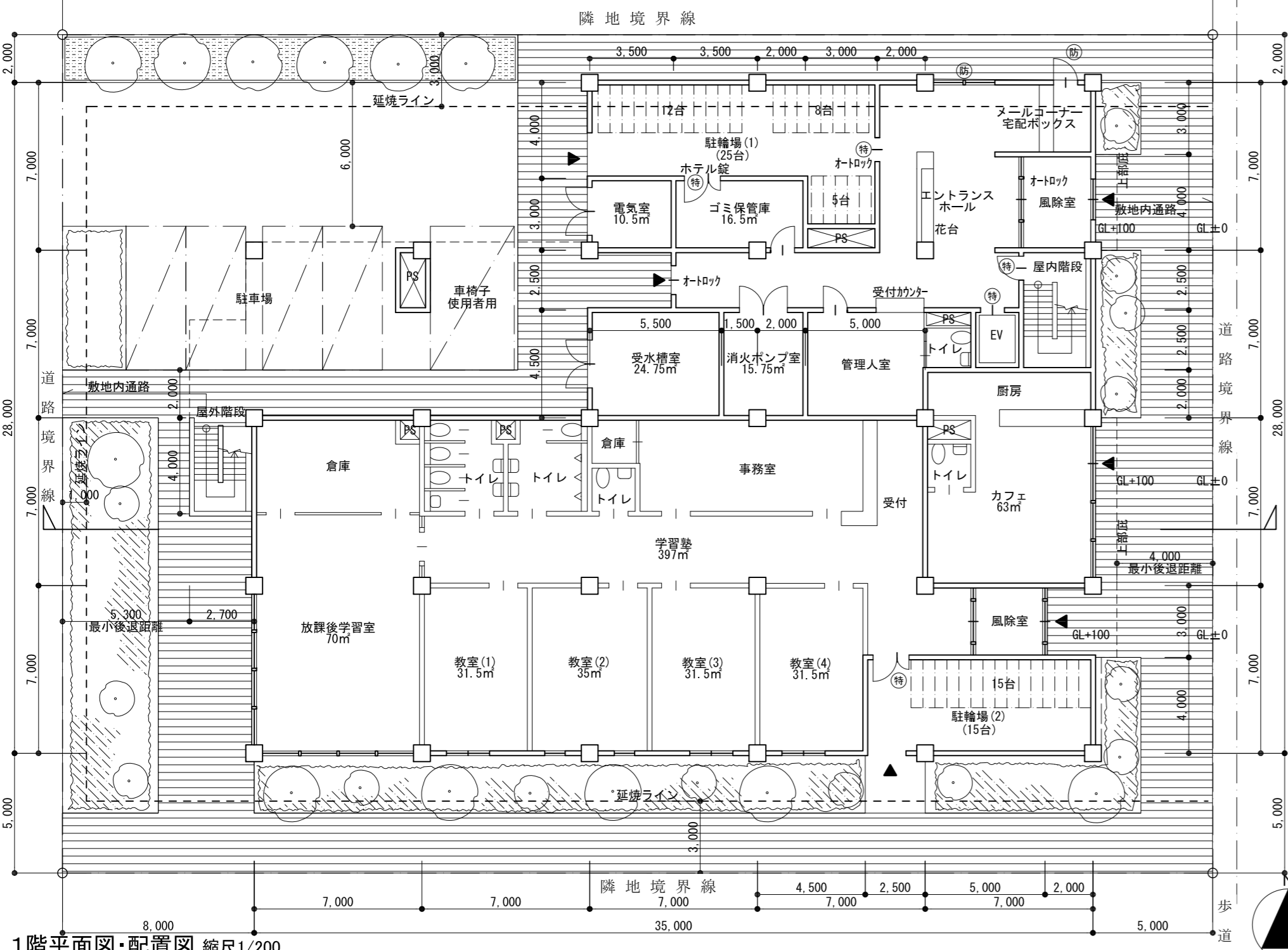
2階平面図 縮尺1/200



基準階平面図 縮尺1/200



個人利用の目的以外には、当センターに無断で転載・複製することを禁じます。



●今後の学習に向けて... 【延焼のおそれのある部分】... 【防火区画】... 【道路高さ制限】... 【採光】...

Table with columns: 凡例, 面積表 (建築面積, 基準階, 床面積), 建築面積 (895.6), 床面積の合計 (2539.0), 標準解答例②